

子育て関連情報

子育て支援課 ☎内線306

小児医療費助成制度が 変わります！

10月1日診療分から通院の助成対象者を中学校卒業まで拡充し、所得制限を撤廃します。

この制度改正により対象となる方には、8月中旬より申請用紙を送付します。

●小児医療費助成対象者

町内に居住し、各健康保険により医療費の給付を受けることができる中学校卒業までのお子さん。

※障害者医療費、ひとり親家庭等医療費などの医療費助成制度の受給者は対象外です。

	助成内容	所得制限
改正前	0歳～小学校卒業まで…通院・入院 中学校入学～中学校卒業まで…入院	あり
改正後	0歳～中学校卒業まで…通院・入院	なし

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

○児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父（母）に代わって養育している方に支給されます。

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人	月額43,160円	月額43,150円～10,180円
児童2人	月額53,350円	月額53,330円～15,280円
児童3人以上	3人目から1人増すごとに最大月額6,110円加算	

4月から支給額に変更があります。

〈現況届の提出〉

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっています。

現在、児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含まれます）は、全員現況届の提出が必要で、届出がない場合は支給資格を喪失することがありますので、届出期間（8月3日（月）から8月31日（月）まで）に必ず手続きをしてください。

○特別児童扶養手当とは

知的障がいまたは身体障がい等の状態にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

令和2年4月から支給額に変更があります。

・1級（重度障害児）52,500円
・2級（中度障害児）34,970円

〈所得状況届の提出〉

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含まれます）は、全員所得状況届の提出が必要です。届出期間（8月12日（水）から9月11日（金）まで）に必ず手続きをしてください。

※支給要件、受給資格要件等の詳細についてはお問合せください。

こんにちは 栄養士です

8月は食品衛生月間です

気温が高くなると、食中毒を起こす菌が繁殖しやすくなります。そのため、8月を食品衛生月間と定め、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、全国的に様々な取組みを行っています。

細菌は、温度や湿度などの条件がそろうと食べ物の中で増殖し、その食べ物を食べることによって、食中毒を引き起こします。室温（約20℃）で活発に増殖、人間や動物の体温ぐらいの温度で増殖スピードが最も速くなります。

食中毒は、飲食店などでの外食が原因と思われるのですが、家庭での食事でも発生します。家庭では症状が軽いことや、発生する人が1人、2人のことが多く、風邪などと勘違いし、食中毒とは気付かないことも少なくありません。

6つのポイント

1. 食品を購入するとき
 - ・消費期限を確認する
 - ・肉や魚は別の袋に入れる
 - ・寄り道せずに持ち帰る
2. 家庭で保存するとき
 - ・持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫へ入れる
 - ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下に保つ

3. 調理の下準備をするとき
 - ・こまめに手を洗う
4. 調理器具は清潔に保つ
 - ・十分な加熱を行う

5. 食事をするとき
 - ・食べる前に手を洗う
 - ・清潔な食器を利用する
6. 残った食品の取扱い
 - ・残った食品はきれいな容器や皿で保存する
 - ・時間が経ち過ぎたものは思い切って捨てる

この3原則と6つのポイントを意識しながら、食中毒の予防に努めましょう。

3原則

- 「つけない」こまめに手を洗う
- 「増やさない」菌が増える環境に食材を保管しない
- 「やっつける」加熱処理をする

ご家庭で実践できる

食中毒予防のための3原則と6つのポイント

☎スポーツ健康課 藤原

☎内線319